明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(一)　林業等就業者数比率（令和二年産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業及びB漁業の就業者数の合計数を令和二年産業分類別就業者数の総数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

二〇パーセント以上の市町村　七〇〇点

二〇パーセント未満の市町村

○パーセント　四〇〇点

○パーセントを超え一九パーセントまで　一パーセントにつき　一五点

(二)　林野面積比率（農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在における「林野面積」の「合計」の面積（以下「林野面積の総数」という。）を面積（第五条第一項の表中二一の面積をいう。）で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

八〇パーセント以上の市町村　三〇〇点

六〇パーセント以上八〇パーセント未満の市町村

六〇パーセント　二〇〇点

六〇パーセントを超え七九パーセントまで　一パーセントにつき　五点

四〇パーセント以上六〇パーセント未満の市町村

四〇パーセント　一四〇点

四〇パーセントを超え五九パーセントまで　一パーセントにつき　三点

四〇パーセント未満の市町村

○パーセント　六〇点

○パーセントを超え三九パーセントまで　一パーセントにつき　二点

四　行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る地域区分

次の(一)に掲げる市町村について、次の(二)による級地により区分する。

(一)　級地区分を行う市町村

(1)　当該市町村役場の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第四百十一条の規定により平成十九年度分の固定資産課税台帳に登録された宅地の三・三平方メートル当たりの価格が最高である地点にあるものとみなす。）から当該市町村を包括する都道府県の都道府県庁の所在地（以下「県庁所在地」という。）までの距離（最も経済的な経路又は方法により旅行する場合の距離とする。この場合において、距離は、鉄道によることができる区間にあつては鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程とし、鉄道によることができない区間にあつては水路については海上保安庁の調に係る距離表による路程の、陸路については実距離のそれぞれ二倍として計算し、一キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この号において同じ。）が二〇〇キロメートル以上の市町村

(2)　(1)に掲げる市町村以外の市町村で当該市町村の職員が県庁所在地において開かれる一日の会議に出席するために通常二泊三日の旅行を要するものとして総務大臣が指定した市町村

(一)　林業等就業者数比率（平成二十七年産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業及びB漁業の就業者数の合計数を平成二十七年産業分類別就業者数の総数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

二〇パーセント以上の市町村　七〇〇点

二〇パーセント未満の市町村

○パーセント　四〇〇点

○パーセントを超え一九パーセントまで　一パーセントにつき　一五点

(二)　林野面積比率（農林業センサス規則によつて調査した平成二十七年二月一日現在における「林野面積」の「合計」の面積（以下「林野面積の総数」という。）を面積（第五条第一項の表中二一の面積をいう。）で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

八〇パーセント以上の市町村　三〇〇点

六〇パーセント以上八〇パーセント未満の市町村

六〇パーセント　二〇〇点

六〇パーセントを超え七九パーセントまで　一パーセントにつき　五点

四〇パーセント以上六〇パーセント未満の市町村

四〇パーセント　一四〇点

四〇パーセントを超え五九パーセントまで　一パーセントにつき　三点

四〇パーセント未満の市町村

○パーセント　六〇点

○パーセントを超え三九パーセントまで　一パーセントにつき　二点

四　行政の質及び量の差による隔遠地の級地に係る地域区分

次の(一)に掲げる市町村について、次の(二)による級地により区分する。

(一)　級地区分を行う市町村

(1)　当該市町村役場の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第四百十一条の規定により平成十九年度分の固定資産課税台帳に登録された宅地の三・三平方メートル当たりの価格が最高である地点にあるものとみなす。）から当該市町村を包括する都道府県の都道府県庁の所在地（以下「県庁所在地」という。）までの距離（最も経済的な経路又は方法により旅行する場合の距離とする。この場合において、距離は、鉄道によることができる区間にあつては鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程とし、鉄道によることができない区間にあつては水路については海上保安庁の調に係る距離表による路程の、陸路については実距離のそれぞれ二倍として計算し、一キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下本号において同じ。）が二〇〇キロメートル以上の市町村

(2)　(1)に掲げる市町村以外の市町村で当該市町村の職員が県庁所在地において開かれる一日の会議に出席するために通常二泊三日の旅行を要するものとして総務大臣が指定した市町村